

さわやかアゴラコンサート実施規約

第1条（目的）

さわやかアゴラコンサート（以下、コンサートという。）は、さわやかちば県民プラザ（以下、県民プラザという）利用者の音楽活動の発表機会を設けること、また、広く県民に音楽鑑賞の機会を設けることにより、音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

第2条（開催日及び演奏時間）

コンサートの開催日及び演奏時間は、さわやかちば県民プラザ所長が指定する（以下、所長という。）日曜日の午後0時20分から午後1時までの40分間とする。

2 所長は、特別な事情があるときは、前項に規定する開催日及び演奏時間を変更することができる。

第3条（会場及び演奏場所）

コンサート会場は、県民プラザ1階内アゴラとする。

2 演奏場所は、所長が指定する。

第4条（出演者の条件）

コンサートに出演できる者（以下、出演者という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体とする。

- （1）県民プラザに利用者登録している者。
- （2）学校教育法に定める学校に在籍している者。
- （3）県民プラザ主催事業に出演した者。
- （4）所長が特に出演を認めた者。

2 コンサートの出演者は公募とする。

第5条（出演の申込み）

出演を希望する者（以下、応募者という。）は、別記第1号様式「出演申込書及び同意書」（以下、申込書という。）を県民プラザ事業振興課に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、演奏を希望する日の募集期間内に受け付けるものとする。

3 所長は、特に必要があると認めたときは、前項に規定する期間外であっても申込書を受け付けることができる。

第6条（出演者の決定及び通知）

所長は、出演を決定したときは、別記第2号様式「出演決定通知書」を応募者に通知するものとする。

第7条（出演に対する謝礼等）

出演者に、いかなる謝金も交通費も支給しない。

第8条（演奏活動の条件）

コンサートの演奏条件については、次の各号のとおりとする。

- （1）演奏時間は、原則として準備・撤収を含めて1出演者あたり20分とする。
- （2）コンサートは、ギターやピアノのソロ演奏、弾き語り、木管楽器のアンサンブル、アカペラ等とし、出演者は、原則として10名以内の少人数編成とする。
- （3）演奏楽曲はジャンルを問わないが、歌詞は公序良俗に反しないものとする。
- （4）演奏に使用できる楽器は、アコースティック楽器（楽器のみで演奏できるもの）とする。ドラムセット、和太鼓、エレクトリックギター、エレクトリックベース等、大音量を発生する楽器・機材は使用できないものとする。
- （5）楽器及びボーカル等の音量バランスを整えるために、小音量アンプを使用する場合は、県民プラザと出演者で事前協議の上、使用の可否を決定する。
- （6）ボーカル及び楽器の音を拾うためのマイクロフォン及びマイクロフォンアンプ、その他のアンプについては、原則として出演者が用意する。
機材の音量調整等は、出演者が行うものとし大音量を出さないよう注意する。
音量調整等を業者に依頼する場合は、県民プラザホール管理運営業者（有料）を紹介する。

第9条（出演者の遵守義務）

出演者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）指定された演奏場所及び演奏時間を守ること。
- （2）指定場所以外に楽器ケース等の機材を置かないこと。
- （3）観客を楽しませることを第一義とし、また、観客への暴言を吐かないこと。
- （4）演奏準備・撤収等は出演者が行い、県民プラザ利用者の迷惑とならないよう周囲に十分に配慮すること。
観客席の設置は、県民プラザ職員が行う。観客席の設置等について要望がある場合には、事前に県民プラザ職員に相談すること。
- （5）CDやチケット、書籍等を販売する行為は行わないこと。
- （6）音楽著作権に十分配慮すること。特に歌詞カード等の印刷配布行為は著作権に抵触する可能性があることから行わないこと。（JASRACに管理委託していない自作曲は除く。）
なお、演出上、歌詞カードの配付が必要な場合は、JASRACに対し使用許諾申請を行うとともに、使用料の支払い等、適切に処理すること。
- （7）県民プラザを損傷し、又は汚損しないこと。
- （8）所長の指示に従うこと。

2 出演者が、前項各号に反する行為を行った場合、所長は、演奏活動を中止することができる。

第10条（個人情報）

コンサートで得た個人情報については、千葉県個人情報保護条例等の関係法令を遵守し、県民プラザが適正に管理する。

第11条（その他）

この規約に定めるもののほか、コンサートの開催に関し必要な事項は、所長が定める。

附則 この規約は、令和4年4月1日より施行する。